

## 第9回議会改革特別委員会会議録

○会議を開催した年月日及び場所

年 月 日 令和5年6月6日 午後3時01分開議

場 所 長生村議会議場

---

### 1 出席委員

委員長	関 克 也	副委員長	岡 本 高 直
委 員	諸 岡 夏 輝	委 員	矢 部 文 美
委 員	石 川 博 康	委 員	芝 崎 正 信
委 員	石 川 忠 夫	委 員	岩 坂 研 二
委 員	野 口 康 宏	委 員	木 嶋 晴 一
委 員	石 井 俊 雄	委 員	井 下 田 政 美
委 員	門 口 昭	委 員	小 倉 利 一
委 員	木 嶋 晴 一		

---

### 2 欠席委員

委 員	阿 井 市 郎	委 員	東 間 永 次
-----	---------	-----	---------

---

### 3 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	秋 葉 幸 彦	書 記	佐 瀬 友 基
--------	---------	-----	---------

---

### 4 説明のため出席した者の職氏名

なし

---

### 5 議事

(1) 東間議長によるセクハラ・パワハラ問題について

以 上

午後3時01分開会

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 それでは、定刻となりましたので、これより第9回議会改革特別委員会を開会いたします。

初めに、関委員長から御挨拶をいただきます。

○委員長【関 克也君】 議会改革特別委員会を開催ということで、皆様、お疲れのところ、引き続きということで、本当にありがとうございます。

昨日、東間議長が釈放されたということでありますけれども、本人は、傷害の事件の罪を認めて、罰金刑ということになったということであります。

状況が少し変わっております。この間の状況で言いますと、東間議長に対する議員辞職勧告決議は上げておりますけれども、確認項目4つ目の中の4番目で、東間議長に対する辞職勧告決議を上げるということがございました。

この間審議の中で、引き続き、副議長にも責任がかなりあるということが、意見として出されて、木島副議長に対する辞職勧告決議案も検討してほしいという流れがございましたので、本日は、確認事項の4項目めの中に含んで、木島副議長の辞職勧告決議案について、その中身を審議するというを中心議題としていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 ありがとうございます。

それでは、3の副議長挨拶につきましては、割愛させていただきます、4の議事につきましては、関委員長、よろしくお願いします。

○委員長【関 克也君】 それでは、座ったまま進行をさせていただきます。

議事の(1)東間議長によるセクハラ・パワハラ問題についてと同じ議題ではありますけれども、先ほど言いました4項目めのところの辞職勧告決議(案)の問題でございます。木島副議長に対する辞職勧告の決議案を審議するということに、今日はさせていただきたいと思っております。

そこで、お手元に、木島晴一議員に対する議員辞職勧告決議(案)というものが配られております。これは委員長、副委員長を中心に、この原案をつくらせていただきました。

これについて、今日は、全体としてこの案について確認できるかどうか、やってみないと分からないということになります。これが全体として、本人は除斥対象になりますので、本人を抜いて、全体の意見としてまとまったということになれば、次に、本会議で決議案

の提案というものが進むことができるだろうということになります。

まず、念のために申し上げますが、村議会委員会条例の中で、第14条に除斥の規定がございます。これは自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができるとなっております。

つまり、今回の決議案の審議は、木嶋副議長については、除斥、つまり退席していただくということが原則となります。しかし、委員の皆様全体の意見によって同意があったときには、会議に出席して、意見を述べることもとなっておりますので、皆さんに御相談ですが、この審議をする初めに、木嶋副議長にここに参加していただいて、木嶋委員の意見を述べていただく。あわせて、質疑をする中身がもしあるとすれば、質疑もしていただく。そしてその後に、退席をしていただいて、決議案について論議をするという流れで進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 ありがとうございます。異議なしと認め、出だしの木嶋委員の参加を認めていくということにいたします。

それでは、決議案について、事務局から読み上げ、よろしいでしょうか。では、事務局、読み上げてお願いします。事務局長。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 それでは、皆様のお手元にあります、辞職勧告決議(案)を読み上げさせていただきます。

「我々、長生村議会議員は、村民から負託を受けた者として、一人ひとりがその職責を自覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識をもって、村政の発展と村民福祉の向上に努めなければならない。

また、議員は、議会の品位を重んじなければならないとされている。

しかし、木嶋晴一議員は4月7日の深夜、東間議長が車内で村役場女性職員に対し怪我を負わせた傷害事件の際に、隣に座っていたにも関わらず制止することをしなかった。同乗者のなかで、この事件を抑えられる立場にいたのは、議長の補佐役である木嶋副議長であった。

現職議長の逮捕は村議会始まって以来の不祥事であり、女性への暴行は許されるものではなく、暴行を制止することができなかった木嶋議員も同様に許されるものではない。

この事実は、テレビや新聞などで報道され、村民をはじめ多くの方から非難と厳正な対

処を求める声が寄せられている。

木嶋議員が記者会見において、事件の真相を語らず、議長の暴行を止められなかったことを謝罪もしていない。

このことは村議会の名誉と権威を著しく失墜させ、村民の政治不信を招き、村民の信頼を大きく裏切る行為となった。

議員職にとどまることは、村民感情からして許されるものではない。

よって、木嶋晴一議員に対して、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する」。

以上でございます。

○委員長【関 克也君】 辞職勧告決議（案）については、以上読み上げたとおりであります。

そして、まず、木嶋委員の発言に何かあれば発言を許しますので、どうでしょうか。いいですか。特にありますか。木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 この決議案に対しまして、私からの見解といたしまして、1つは、私がここで、真意とか倫理観とかいうことに関しては、これは本当にこのとおりだと思います。

議員に対して、あと過程において、女性職員に対して、けがをした傷害事件ということに対して、隣に座っていたにもかかわらず、制止することはしなかった。こういうことは前々から言っていますとおり、私は気がつかない、現状をよく把握していなかったということで、なかなか行動が伴わず、止めることができなくて大変残念に思います。

それぐらいでしょうか。他は嫌疑ということで、それなりに反省をすることもいっぱいありますけども、ことの重大さは真摯に受け止めております。

直ちに、この職を辞するという勧告につきましては、これは皆さんが決めていただくのでしょうけども、私としては、辞めるつもりはありません。

以上です。

○委員長【関 克也君】 以上ですね。

それでは、今、木嶋委員から発言はありました。この原案を審議するに当たりまして、質疑があれば、木嶋委員に対しての質疑、あるいは、この原案に対する質疑、構いませんので、あれば、発言してください。石井委員。

○委員【石井俊雄君】 私は2つ、どうしてもお聞きしたいです。私用、公用、公務、私的、二転三転しているんですよね。なぜ、このように二転三転をしちゃったのか。その辺の詳しい心情だとか考え方の変化、それを1つお聞きしたいと思います。

2つ目は、車の中で気がつかなかったという話もありますけども、野っばらで声を出したときに360度広がりますけど、車の中というのは外に出ませんから、内に声がこもるわけです。そういう面で言えば大きな声が出たというのは聞いていますけども、もう1回、気がつかなかったとか記憶にないとか、そういうことじゃなくて正直に、この場所で、そのときの情景、雰囲気をお思い出ししていただいて、説明していただきたい。

そして、なぜ議長を止めることができなかった、あるいは「大変なことをしたじゃないですか。謝ってくださいよ」とか、何かそんなようなことが普通考えられるんですけども、その2点について、ちょっと説明をお願いします。

○委員長【関 克也君】 これは木嶋委員に対しての質疑ということによろしいですか。

○委員【石井俊雄君】 はい、そうです。

○委員長【関 克也君】 答えられますか。木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 気が付かなかったということですけど、当時としては、多分、お酒も飲んでいましたね。夜も遅かったですね。車の中は暗いですね。このような条件もありますね。その中で、私はいたんですけど、仮に、もしくは、第三者で、他に石井さんがそこに座ったとして、状況をよくというか、きちんと把握していればいいんですけど、そのような状況の中で、酒を飲んだ状況の中で、ちょっと気がつかないというところがあるんですね。それは、ちょっと現場にいた人でないと分からないという気がしますけども、たまたま私はそのとき、不覚にも気が付きませんでした。

それともう1つは何でしたか。

○委員長【関 克也君】 公務とか私用とか、二転三転したのは。

○委員【木嶋晴一君】 それは、私は聞いていません。私は基本的に、初めに公務という認識はなかったですね。そう言っています。私がどこかで公務と言っていましたか。

○委員長【関 克也君】 初めから公務外と言っているということですね。

○委員【木嶋晴一君】 はい。以上です。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 記者会見のときは、私用だと言ったんですね。覚えていますよ、それを。記者会見のときは、この間、議会改革特別委員会の中では、局長も副議長も公務

だというふうに変えたんだよね。変えたんですよ。これが答弁の事実なんですけど、なぜ変えたのかということをお教えしてほしいんです。

○委員長【関 克也君】 議会改革特別委員会の中の論議で言うと、議会事務局長は、出だしは公務のつもりでいたと。それは明らかなんですけど、副議長の方は、最初から公務外だという認識だったというふうに言っているということです。そこが食い違っているということだったと思います。

その他ございますか。門口委員。

○委員【門口 昭君】 これは、最後に聞くべきなんですけど、この決議案が借りに採択されても、自分は議員を辞職するつもりはないということでしたが、副議長も辞する気はないですか、お伺いします。

○委員長【関 克也君】 答えられますか。木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 おっしゃるとおり、辞職するつもりはありません。

○委員【門口 昭君】 そうですか。分かりました。

○委員長【関 克也君】 その他ございますか。門口委員。

○委員【門口 昭君】 この決議文の文章の中に、事件の真相を語っていないという文言が、中ほどから下の方にあります。これはもう全くそのとおりであるということですね。

しかしながら、記者会見のときは、これは東間議長が今、取調べを受けている最中だと。やっぱり裁判の決着を見ないことには、私は何も言えないというようなことをおっしゃっていました。もう決着がついたわけですよ。それなのに何もおっしゃらないで、「私はとにかく気がつかなかった」では、何か記者会見のあの言い方ってなんですか。

東間議長の成り行きが決まったら話すということでしたよ。何も話してないじゃないですか、今回。ただ、気がつかなかったと。その程度の説明ではとてもじゃない。自分では倫理性に違反していると、品位にも欠けていたということをおっしゃりながら、何も事の真相を言っていないんですよ。それで議員も辞めない。副議長も辞めない。あなた、村民に対してどういう説明するつもりなんですか。言ってくださいよ。

○委員長【関 克也君】 どうですか。答えられますか。木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 記者会見の中で、私も少し言い過ぎた部分があるんですけど、それ以上、言いますと、また皆さんに御迷惑をかけることがあるかなと思ひまして、記憶が定かではありませんので、軽々にできるだけ言わないようにということで、先、門口さんがおっしゃったような、今、裁判中だというような話をしたと思います。

今は、それぐらいでしょうか。あと内容につきましては、ほとんど私が記憶している限りは、ほとんどさっき言った内容しか答えようがありません。

以上です。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 いや何だか聞いていますと、私の話と、何か誤解されるみたいなことをおっしゃっていますけども、話さないから誤解されるんですよ。気がつかなかったなどと言っているから。もうそういう態度じゃ辞職勧告なんかもあんまり意味がないなというような気がしたりします。

もう1つよろしいですか、委員長。

○委員長【関 克也君】 どうぞ。

○委員【門口 昭君】 前回の特別委員会の際に、今、示談交渉中だというようなことをおっしゃいましたよね。どういう意味ですか。

○委員長【関 克也君】 どうでしょう。木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 それは、たまたまそのような情報を弁護士サイドの方から聞いたんですけど、それ以上はちょっと分かりませんが。そのぐらいです。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 弁護士サイドから聞かれたんですね。何という弁護士か、おっしゃられますか。誰の弁護士なんですか、それは。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 多分、東間議長の弁護士だと思います。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。

○委員【門口 昭君】 多分とは。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員、はっきり教えてください。

○委員【木嶋晴一君】 東間議長の弁護士です。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 実は、東間委員の弁護士から情報が入ったと。どういう経路ですか。その弁護士から木嶋委員から入ったのか、ちょっと私は、今は分かりません。

しかしながら、それ以前から私たちが役員で集まって、5人、6人、関委員長、岡本副委員長らと話をし、記者会見の内容をまとめたこともあります。朝9時半から。夕方になって、このまま掲載しようというふうに決まったんです、あのときに。解散しましょう

と言った直後に、あなたは電話をかけていましたね。かけていませんでしたか。

まず、かけていたかどうか、あのときに。

○委員長【関 克也君】 答えられますか。木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 かけていたような気がします。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 いや、かけていたんです、間違いなく。携帯で、隣の部屋に行つて。私は見えているんです。声でも出ていたら私らは止められていたんです。「ちょっと待ってください」と。どういう意味で、その電話で何か指示を受けたんじゃないですか。誰かから。お聞きします。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 そのような事実はございません。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 そのような事実はないですか。本当にないんですか。

○委員【木嶋晴一君】 ありません。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 あなた携帯電話を持っていますね。その日の携帯履歴を見せていただきますか。ありますか、携帯の履歴は。

○委員【木嶋晴一君】 ありません。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 普通はあるんですよ。携帯電話の履歴が。日にち、何時何分、誰にかけたか。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 私はその日のうちに消すことにしているんです。だいたいかかってきたのが分からなくなってしまうから。

以上です。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 かかってきた履歴はすぐ消すということのようです。昨日の分も消してあるんですか。

○委員【木嶋晴一君】 消したと思います。

○委員【門口 昭君】 委員長、ちょっと見せてもらえますか。昨日の分まで全部消して

あるか。事実の確認です。

○委員【木嶋晴一君】 何でそこまでやるんですか。

○委員【門口 昭君】 何でって、かけたかかけないかですよ。

○委員【木嶋晴一君】 そんなことより。

○委員長【関 克也君】 うそをついていないかということを確認するんですよ。

○委員【門口 昭君】 そうです。

○委員【木嶋晴一君】 そんなのは、個人的なことじゃないですか。

○委員長【関 克也君】 いずれにしても。

○委員【門口 昭君】 では、いいです。

○委員長【関 克也君】 今の聞いているのは、よくわかります。門口委員。

○委員【門口 昭君】 その後から、他の議員に影響が及んでいるんですよ。あるところに、話し合いに行ったりとか、そして、相手の方に言われていることは、木嶋副議長しか知らないような情報を相手が言ってくると。ですから、当然、私たちが話し合ったことが、あなたの電話を通じて、第三者に言っている。国会議員の事務所に、電話をかけたことはありませんか。

○委員長【関 克也君】 答えられますか。木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 それは、誰のことを言っているんでしょうか。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 国会議員ですから、名前を言うのはちょっと控えます。国会議員です。直接、国会議員が出たかどうかは分かりません。多分、秘書ではないかと聞いております。そういう秘書の方に電話をしたことはないですか。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 そういう事実は、どこから聞いたんでしょうか。教えていただきたいです。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 では、そのような事実を推測される方が、議員が2名おります。その方が発言すればいいんですね。納得できますか。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 事実であれば納得します。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 今は、もう1人の方がいないので、すぐに確認するというわけにいきませんが、その中で、よくも被害者の心情を理解したのか、東間議長のことをおもんばかってのことかしりませんが、示談にした方がいいんだとか、なぜ援護しないんだとか、そのようなことを言われて、圧力をかけられているんですよ。全くこの事実を隠蔽しようとする。そういった動きに対して、木嶋副議長は直接、間接に、言葉は悪いのですけれども、手を貸しているんです。そうして、真相を曖昧にしている。自分も記憶がない。何なんですか、これは。そういう事実はないんですか。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 そういう事実はありません。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 今日は、もう1人の方がいないことには、ちょっと事実をもう少し詳しく話すことはできません。ただ、今、言ったように、そういう事実はないとはっきりおっしゃいました。非常に疑問であります。

以上です。

○委員長【関 克也君】 いいですか。

その他ございますか。石井委員。

○委員【石井俊雄君】 夜中の11時頃まで女性職員に運転をさせて、動いてもらったと。これは、歓送迎会の主催者が、議長、副議長だと思いますので、そういう意味で責任の一端があると思いますので、女性職員だけに一次会、二次会に酒を飲んじゃいけないよという形にして、運転をしてもらった、させた。その帰りの車中で暴力行為を受けた。女性職員になぜ運転をさせてしまったのかということについての考え方、反省はありますでしょうか。

○委員長【関 克也君】 どうですか、何かありますか。

○委員【木嶋晴一君】 私からは、ちょっと答えられません。よく分からないです。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 答えられないんじゃなくて、主催者は議長、副議長ですから、それで、1人の女性に夜中の11時頃まで動かしてしまったということについては事実だから、今、思えば、どういうふうにしてもらっちゃいますかと聞いているわけですよ。

○委員長【関 克也君】 答えられますか。

○委員【木嶋晴一君】 こういう結果になって、本当に気の毒なことをしたと思います。

以上です。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 気の毒な結果ではなくて、反省をしているか、していないかという問題を聞いているんです。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 この件に関しましては、こういうことを教訓にしまして、今後は気をつけようと思います。

○委員長【関 克也君】 今の教訓にするということは、よろしくなかったということですね。

○委員【木嶋晴一君】 これは私だけの話ではないのですが、議会改革でもやることだと思いますけど、全体の話だと思います。こういうことは、二度とあってはならないと思いますので、それは気をつけていきたいと思います。

○委員長【関 克也君】 今、議会全体の責任だと言われたような気がしたんですけども、そうではないですよ。

石井委員。

○委員【石井俊雄君】 今は、東間議長はいらっしゃいませんけれども、副議長として主催者側なんですから、主催者側が女性の職員に対して夜中の11時頃までドライバーをやらしてもらったと、そういうことに対して、木嶋副議長から見たら反省しているのか、していないのか。そこだけです。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 こういう結果を踏まえて、反省はしております。

○委員長【関 克也君】 反省をしているということですね。

門口委員。

○委員【門口 昭君】 反省はしているけれども辞めないと、副議長も議員も。これ以上は話をしても、今日は明らかにはなっていないと。したがって、これは場合によっては、某国会議員の事務所やらあるいはどこかでかつて話された方、数名おられますけども、その方もまた参考人やら、あるいは呼んだりとかしていかなければ、この問題はまだ（案）として、果たしてまとまっていくのか。また別の問題になるのか。私も、今日はこれ以上話をすることはありません。しかし、本当に釈然としません。そのことだけ申し上げておきます。

○委員長【関 克也君】 小倉委員。

○委員【小倉利一君】 ここで結論出す云々よりも、確認の意味で、車内でのテープを、私が借りてきたものは、議長に破壊されてしまったようですけども、聞きたいから貸してくれということで渡したんですけど、私が帰った後、局長の前で破壊されましたということを知っておりますので、まだ、コピーしたものもあるのであれば、その車中のことを最初から最後まで再度聞いて確認をしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長【関 克也君】 今の提案は、残っているのであれば、それは、録音データとして、皆で聞く必要はあると思います。

これについては、重要なその日の音源ですので、委員会全体で聞けるものなら、聞くということによろしいでしょう。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長【関 克也君】 つまり、音源データを持っている人の許可は必要です。許可が出ましたらということで、そういうことで、よろしくをお願いします。

その他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長【関 克也君】 いいですか。決議案の審議については、今いろんな質疑が出たのは、木嶋委員に対する質疑ということになりました。

この後、この決議案についてももう少し確認できるものなら、確認していきたいと思うんです。

それに当たって、除斥対象となる木嶋委員については、退席を命じるとということになります。一時的な退席ということによろしくをお願いします。

では、木嶋委員に対する退席を命じます。委員会の終了まで退席になります。どこかで控えていてください。

（木嶋委員退席）

○委員長【関 克也君】 それでは、本決議案について、質疑あるいは御意見ということで、出していただければと思います。門口委員。

○委員【門口 昭君】 先ほどは、いろいろ質問をさせていただいて、まだこの（案）を採択するというそこまでには、熟していないと思います。いろいろ録音の問題が出てきましたし、また、参考人を呼ぶべきだとか、またあした、出ていらっしゃる方のことも聞いてやっていかなきゃいけないので、今日、速急に決議案にするとかということは、私はま

だ早いなというふうに思います。

○委員長【関 克也君】 今の意見は分かりました。

その他に。石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 全部、今、副議長から、この内容について、ここはいかがなものかという話もありましたけど、概ね、議会の品位を重んじなかった。あと先ほど、議会の名誉、権威も失墜だと。その辺は、仕方がないねと認めていたような感じを受けましたけど、それでよろしいですよ。皆さん、聞いてますから。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 そうですね。

○委員【石川忠夫君】 よろしいですよという確認です。いいですか。

○委員長【関 克也君】 そのとおりですね。

他に質疑あるいは御意見ございますでしょうか。石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 この現職議員辞職勧告決議案については、この議会の品位を重んじなかった品位についての問題と、議会の名誉、権威を著しく失墜させた村民の政治不信を招きというような、こういうあれがありますけども、記者会見の発言で、ネットが炎上といたしますか、したよと。村にも、記者会見を踏まえて苦情の電話が殺到したというような話かな。ネットで「逮捕」という話も出ておりますし、そういうことを踏まえると、大筋認めているんですから、また、ここで議論するのはこの内容をどういうふうな内容にするか。これを出すか、出さないかという問題ですから、成熟している問題で中身じゃないのかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

○委員長【関 克也君】 今、石川忠夫委員の方から、この決議案については、概ね成熟しているという中身じゃないかという発言、意見もありました。

他に御意見ございますか。門口委員。

○委員【門口 昭君】 先ほど質問中、ちょっと言ったんですけども、その弁護士が東間議員の弁護士であろうというところなんですけど、はっきりとそこを確認したいんです。それがはっきりすれば、なぜ東間議員の弁護士が、そのような内容の、示談のことや何やらを示唆したのか。副議長とか、他の方も通じて、そこまで、私は問題だと思いますよ。だって、弁護士はプロですから、そんなことを一部の議員に言うというのは、ちょっと筋違いであって、その弁護士の名前も確認したいんですよ。木嶋委員から。さらにもう一度。

先ほどは、何か知らないようなことを言っていましたけどね。弁護士にも質問しなきゃいけない。こうなると、私たちは。

○委員長【関 克也君】 石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 私、東間議員に対する議員辞職勧告決議案のときに、委員会ですうというような方向性が出た前に、話がいろいろ、事実認定で走って、事実認定、ここ委員会は、民事・刑事の事実認定、そういうものを議論する場ではないという話、あくまでも政治倫理、議会の品位というものでしょうという形に皆さん、「そうだ、そうだ」という形で、「事実認定のする場所じゃないよね」という話がありました。

今のお話だと、また、元に帰ってしまって事実認定の話。それは、なぜかという、議長に対する判決、略式命令、略式起訴されて、罰金を払ったということだから、元に帰ったときはそうなんですけども、私がこの文書、決議案に対しては、あくまでも議会の品位を重んじなければならぬと、まず、これに抵触する。これが出てきて、議会の名誉、権威を著しく失墜、これはまた判決しますけれども、まさしくこれは、副議長が、記者会見等を踏まえた発言により、このような状況になってしまったと。先ほど「認めます」という話を言ったんですから。

1点だけ多分気にしているのは、隣に座っていたにもかかわらず、制止することをしなかった。「しなかった」という言葉は、言葉遊びになるかもしれませんが、故意だと。副議長は、記憶がないけども、結果として発生したから、反省しますと言ったんです。だから、結果は認めるんですよ、反省を。ということは、これ、言葉として、しなかったじゃなくてこれは故意じゃないから。結果としては、できなかったということをお認めになっている。これ、「おまえしたろう」と言ったから、「違います」と言われたじゃないですか。これを訂正すれば、もともとの筋書の、失礼しました、決議案の内容のとおり、議員の品位を重んじなかった。それにつながる、東間議長と同じような形で、このまま進められるんじゃないですか。いかがでしょうか。お願いいたします。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 堂々巡りの議論はあまりしたくないんですけども、要するに、気が付かなかったとか、どうのこうのというのは、本人もこれはもうこのままだと思うんですよ。何回聞いてももう。

そして、自分は倫理にも品位にも、皆、反していると言いながら何も辞めない。ここがやっぱおかしいんでね。何なのかって。私たちは、そこがやっぱり問題視すべきですよ。

普通の人なら品位のある倫理性を持った人なら、ここまで騒がれて問題になったら、事實はともかく辞めるんです、普通は。長野県を見てよ、長野県のお父さん議長で、すぐ辞めていますよ。これが議員の品位ですよ。倫理ですよ。

うやむやに何をしているのか。そこは認めたと、謝罪しているからという話では、私はないと。やはり私たちはそういう人と、残っている私たちは、そういう人と活動するんですよ、一緒に。納得しますか。自分で品位がない、倫理性に欠けたと言いながら、副議長も辞めない。議員もましてや辞めない。その他にもまだ疑問のあるところがいっぱいあるんです。それにもかかわらず、もう認めているからいいんじゃないかというような審議は、私は少し甘過ぎるというふうに思います。もっと徹底的にやっぱり、事実を調べたり、何かしないと、釈然としません。説明責任を果たせません、我々が。我々も疑われているんですよ。何やっているんだって。ぜひ、その辺も考えていただければと。

○委員長【関 克也君】 石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 私も堂々巡りをするつもりはないんですけども、要は今、「おまえ、辞めろ」という話は、それは、議会人ですか手続を踏みましょう。そのための今議論ですよ。手続としては、辞職勧告決議案を今、出すか出さないかという話です。今、辞めろよという話を今言っているわけじゃない。

ですから、それで、東間永次議員の辞職勧告決議案については、誰かが言ったでしょう。私が整理の仕方はこういう整理じゃないですかと話になって、また、先ほども、副議長が認めたんですよ。ですから、今言ったところの制止することをしなかったという話の結果は認めているんだから。「できなかった」と。それで、まずは、議会人としてやるべきことは、辞職勧告決議案、辞める、辞めないは、その後でしょ。議員辞職勧告決議案を出すなら出すという意思表示をするのが、委員会の役目じゃないかなと、私は思います。これ以上、私はもう言いません。あとは皆様も考えてください。

以上です。

○委員長【関 克也君】 今、2人、石川忠夫委員と門口委員と発言していただきましたけれども、辞職勧告決議（案）、今、手元に出されているものについては、よろしいということだと思えます。

○委員【門口 昭君】 よろしくないよ。

○委員長【関 克也君】 よろしくないんですか。

○委員【門口 昭君】 よろしくないよ。なぜこのままで決議に持っていくのか。まだ、

十分言っていないじゃないか。事実関係を。

○委員長【関 克也君】 何が不明だというんですか。

○委員【門口 昭君】 まだ事実確認があると言っているんですよ。

○委員長【関 克也君】 今ある事実確認だけで、これをかけるというふうに判断したんだけど。

○委員【門口 昭君】 早いと。

○委員長【関 克也君】 そうでないということですね。

○委員【門口 昭君】 だって、まだ何があるか分かりませんよ。

○委員長【関 克也君】 いや、もっと出てくるでしょう。

○委員【石井俊雄君】 一旦休憩すればいいね。

○委員長【関 克也君】 暫時休憩をします。

午後3時49分 休憩

午後3時54分 再開

○委員長【関 克也君】 それでは、委員会を再開いたします。

石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 私は、ですから、事実認定については、継続でパワハラ・セクハラを問うという話で、ずっと今まで来ているので、1、2、3、確認事項の、条例制定とかいろいろ問題がある。それはすぐには片がつかないんだから、その中で事実認定していけば。そうすると時間をゆっくりかけて、半月、1年かけていいじゃないですか。条例制定までいくという、皆さん、そういう認識はあるんだから。そのときに事実関係を明らかにしていけば、その方がよっぽどいい実のある内容になると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長【関 克也君】 今の言っていることは、分かりましたか。

門口委員。

○委員【門口 昭君】 今の言っていることは、分かりますよ。ということは、議員辞職勧告はもうこれを出しましょう。それ以外にもまだ、セクハラ・パワハラが片付いていないから、順次やっていきましょう。それなら、分かるんです。

○委員長【関 克也君】 そのとおりです。

○委員【門口 昭君】 ただね、議員辞職勧告を1回出しておいて、さらにまた事実関係

をとというのは、そんなに易しいもんじゃないと、私は思いますよ。1回、辞めなさいと審査しておきながら。そのところで、「もう言ったじゃないか、蒸し返すな」なんて言われたらどうしますか。大丈夫ですか。それを言っているんですよ。

○委員長【関 克也君】 石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 あの反省は、皆さんは結果として防げなかったという反省ですよという意味で、それを防げなかったことは認めて反省していますと。本当は「申し訳ありませんでした」という言葉が出れば、一番、もっと。そういう意味の反省だと思うんですね。皆さんもそう思っていると思います。

ですから、勧告を出した後、東間議員の勧告についても事実認定は後回しにしようという、こういう争点について、皆さん、納得していただいたので、同じだと思うんですよ。今、言ったような形で、何回も言っていますけれども、ですから、事実認定はこれからも継続して行く、それを決議してください。

以上です。

○委員長【関 克也君】 それでは、確認事項の1番目に「事件の真相を議会なりに解明していく」という言葉を入れてあるんですよ。「議会なり」に。議会なりというのは、司法の判断じゃなくて、長生村議会の側で、違う解明をしていきたいと思いますということ。その中に、門口委員の言われていることも含まれていくので、それは継続して、事件の経過内容について、本当はどうだったんだと、何で起きたということについて、引き続きこの場で審議していく。

今回の辞職勧告決議については、決議案については、できるだけ早く出したいということもありますので、この決議案の内容で、確認していければいいと思うんです。流れとしては、そういう方向でもよろしいですか。門口委員、御意見どうぞ。

○委員【門口 昭君】 議員辞職勧告を出しても、まだまだ事実は確認することがいっぱいあるだろうと。それは、もう木嶋副議長だけではなくて、東間議長に対してもそうだと思うんですよ。当然ね。

○委員長【関 克也君】 そうです。

○委員【門口 昭君】 だったら、この中にまだ継続していくみたいな文言は入らないんですか。

○委員長【関 克也君】 この中にね。

○委員【門口 昭君】 一言。やっぱり1回、出してしまうと、皆さん慎重に出したわけ

ですよ、結果としては。そうなるんですよ。それをまた事実確認するということで、また大変なことになるのではないかなと、私は思っている。ある意味では、老婆心から言っているんですよ。

○委員長【関 克也君】 それでは、この決議案については、できるだけ全員の意向を反映して決めたいというふうに思うんです。

それで今言われた、継続してその真相の究明をするんだという文言のようなものをどこかに入れられるかどうか、若干検討しますので、暫時休憩、よろしいですか。

暫時休憩をします。

午後3時59分 休憩

午後4時02分 再開

○委員長【関 克也君】 休憩前に引き続き、会議を再開させていただきます。

先ほど意見の出ました、この事件の真相を引き続き究明していく必要があるということは、全くそのとおりで、そうすると、最後の文章の中に、下から4行目「議員職にとどまることは村民感情からして許されるものではない」としてありますけれども、そのすぐ後に、「また、事件の真相を引き続き、議会の立場で究明することが求められます。」と。これを入れてあげると。

○委員【門口 昭君】 いいんですね。その文言を入れても。

○委員長【関 克也君】 もちろん、もちろん。これから、もっとやっていくんだから。

○委員【門口 昭君】 一事不再議というのは、普通の議案の場合ですよ、適用されるのは。

○委員長【関 克也君】 これ、もう1回やるわけにいかないよね、1回決議してしまったらね。

最後の文章の中に、「引き続き、議会の立場で究明することが求められる」ということを入れておいて、それで、最終的な結論を「辞職勧告する」というふうにすると。というふうに改めるということ。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 それでは、今、訂正をしたところを、上から6行目のところが、「制止することをしなかった」とあるんですけども、これは「できなかった」というふうに、これは本人の意向をそのまま反映して、「ことができなかった」と。結果的にね。

そのように改める。小倉委員。

○委員【小倉利一君】 下から6行目の真ん中から後ろの辺り。「村民の政治不信を招き、村民の信頼を」と「村民」が重なるんだけど、取ってもいいんじゃないなど。

○委員長【関 克也君】 取っちゃっていいね。「村民の政治不信を招き、信頼を大きく裏切る行為となった」と。

あと細かいですけども、上から5行目の最後、「怪我」と漢字で書いてありますが、これを片仮名の「ケガ」にするというふうにしていただきたい。

細かい修正ですけども、「ケガ」と「できなかった」と。「村民」の1つをカットする。先ほど言いました、「引き続き、究明することが求められる」というのを入れる。

そういう中身で修正した上で、この本決議案について、全体として確認をするということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 異議なしと認め、全体として確認をさせていただきました。

あと、最後にですが、本会議に提案する場合に、できるだけ多くの方の発議者連名、提出者連名で提出したいというふうに思います。できるだけ多くということで、提出者の名前をそれぞれ書いていただいて、決議案を用意するということはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 そのことを確認して。では、そのことを確認して、あとは議会運営委員会もありますので、この会議を閉じた後、相談しながら進めるということにしたいと思います。よろしいでしょうかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 異議なしということで、そのように進めさせていただきたいと思います。

あと、念のため最後に、他に御意見等ございましたら。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 それでは、本日の議会改革特別委員会は、ここで終了といたしますが、会議そのものは継続審議というふうになっておりますので、今後また招集する場合がございますので、そのときはまた、よろしくお願ひしたいということで。

○委員【石井俊雄君】 直した文書をくれますか、もしよかったら。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 今は間に合いません。明日です。

○委員長【関 克也君】 それでは、本日の議会改革特別委員会を終了します。ありがとうございました。

午後4時07分 閉会

長生村議会委員会条例第26条の規定により署名する。

委員長

委員

委員